

危険化学品ばら積船における貨物に対する最低要件に関する事項

改正規則

鋼船規則 S 編

改正事項

危険化学品ばら積船における貨物に対する最低要件に関する事項

改正理由

2006 年 12 月に開催された IMO 第 82 回海上安全委員会（MSC82）及び 2007 年 7 月に開催された IMO 第 56 回海洋環境保護委員会（MEPC56）において、IBC コードの改正がそれぞれ決議 MSC.219(82)及び決議 MEPC.166(56)として採択された。

本会としては、2008 年 9 月 5 日付の関連規則の改正により、上記の IBC コードの改正に対応していたが、2008 年 2 月 13 日付で、決議 MEPC.166(56)の修正版（MEPC 56/23/Add.1/Corr.1）が回章されたことから、上記修正に対応する改正が必要となっていた。

また、IMO は、改正 IBC コード採択当時には未査定物質であった危険液体化学品の一部の査定結果及び改正 IBC コードにて掲載されている危険液体化学品の査定結果の一部修正を 2007 年 12 月に MEPC.2/Circ.13 として、2008 年 12 月に MEPC.2/Circ.14 として、それぞれ回章している。

今般、決議 MEPC.166(56)の修正版並びに MEPC.2/Circ.13 及び MEPC.2/Circ.14 において国際的に運送が可能として新規に追加されている危険液体化学品に対応すべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 規則 S 編 17 章において、危険化学品の最低要件一覧表を改めた。
- (2) 規則 S 編 18 章において、本編の規定を受けない化学品の一覧表を改めた。